

一七三〇年代のオールド・ベイリ (五)

栗原眞人

目次

- 一 課題
  - 二 オールド・ベイリ概観
  - 三 オールド・ベイリ研究の課題
  - 四 聖職者の特権と一八世紀前半のイギリス刑事法
    - 1 聖職者の特権の世俗化
    - 2 一八世紀前半のイギリス刑事法
      - I 殺人 (以上第十八卷第一号)
      - II 財産犯罪
      - 3 流刑の導入 (以上第十八卷第三・四号)
      - 五 一八世紀イギリスの刑事裁判
        - 1 公判前手続
          - I 逮捕
          - II 調査と保釈
          - III 治安判事としてのヘンリ・フィールディング (以上第十九卷第二号)
- 2 大陪審
- 3 審理陪審
  - I 罪状認否手続
  - II 陪審員資格と審理陪審の社会構成
  - III 陪審審理
  - IV 陪審の評決 (以上第二十一卷第二号)
  - 4 刑の宣告と恩赦
  - 5 ニューゲイト監獄
  - 六 一七三〇年代のオールド・ベイリ
    - 1 一七三〇年代のO.B.S.P.
    - 2 裁判官の役割 (以上本号)
    - 3 証拠法
    - 4 弁護士が登場
    - 七 まとめ

#### 4 刑の宣告と恩赦

審理陪審によって有罪評決を下された被告人は裁判官によって刑を宣告される。死刑犯罪で正式起訴され、陪審が一部評決を認定することなく有罪評決を認定した場合には、裁判官は死刑を宣告する。しかし、裁判官が死刑を宣告したとしても、死刑がそのまま執行されるとは限らない。死刑の宣告から死刑の執行までの間に死刑を撤回するためプロセスが介在する。刑の執行停止 *reprieve* と恩赦 *pardon* が刑の執行を回避するために介在する。前者は一時的で、後者は永久的であるが、実際には、一時的な刑の執行停止は恩赦の可否を審議するためにとられるのが常であり、この二つの手続は連続していた。ブラックストーン *W. Blackstone* は刑の執行停止を次のように説明する。

「これは裁判官の裁量にもとづいて *ex arbitrio iudicis* 判決の前であれ、後であれなされる。裁判官が評決に満足しない場合に、証拠が疑わしい場合に、正式起訴状が要件を満たしていない場合に、あるいはその犯罪が聖職者の特権の範囲内にあるか疑わしい場合に、時にはその犯罪が軽微な重罪 *small felony* である場合に、あるいは有利な状況が犯罪者の人格にみられる場合に、これらの自由裁量による刑の執行停止は、条件付もしくは無条件恩赦を国王に申請する余地を与えるために、未決囚釈放裁判官 *justice of gaol delivery* によって、開廷期が終了したり、任命書がされたとしても、与えられたり、奪われたりする。これは厳正な権利というよりも、社会的慣行 *common usage* によってである。」<sup>(1)</sup>

ブラックストーンが示すように、裁判官による刑の執行停止は、正式起訴状の誤りという法律問題を除けば、有罪評決における陪審の事実認定にかかわる。陪審による証拠に反する有罪評決、陪審による法律の事実への適用の誤り、被告人に有利な人格証拠を無視した陪審評決などを是正するために、裁判官は、刑の執行停止を命じた。刑の執行停

止後に続く恩赦の申請で条件付もしくは無条件恩赦が認められれば、被告人は刑を軽減されたり、刑を免れることになる。刑の執行停止から恩赦に至る手続によって、裁判官には陪審の有罪評決を是正する上訴審の裁判官としての役割を与えられていた。

恩赦は国王にのみ認められた慈悲の特権である。法律は罪を犯したことへの同情にもとづいて構成されないが、正義はイングランドの国制では慈悲をもって執行されざるをえない。いかなる人も、反逆罪もしくは重罪に恩赦を与えたり、それらを軽減したりする権限を有さないが、国王だけがそれについての完全なる唯一の権限を有する。この権限はこの王国の王冠に合体され、結合されている<sup>(2)</sup>。死刑を宣告されたとしても、国王による恩赦が得られれば処刑を免れることができるので、実際に処刑された人は限られたわけである。ここでは一八世紀イングランドにおける恩赦と処刑の実態を明らかにし、さらに恩赦の手続と一八世紀の刑事司法における恩赦の意義を検討する。

五つの表は名誉革命以後のイングランドにおける処刑と恩赦の歴史的統計資料である。表(1)は一八世紀前半のオールド・ベイリにおけるロンドンの事件の処刑率を示したものである。死刑宣告を受けた人達のうちで実際に処刑されたのは三六・六%にすぎない。従って、死刑宣告を受けた人達のうちで六三・四% (四八九人) が恩赦によって死刑を免れたことを示している。表(2)は一六六〇―一八〇〇年のサリ・アサイズにおける死刑犯罪の処刑と恩赦の歴史的統計である。ビーティは、この表が資料的にも確定的な九六年間で作成されたので不完全な部分が残ることを認めつつ、この時期の犯罪統計として正確な比率を示していると主張した<sup>(3)</sup>。死刑宣告数、処刑数、恩赦数のこの期間の実際の数字はこの表をはるかに上回ることになるが、ここでは表(2)から次の二点を確認できればよい。第一は処刑率と恩赦率に関するものである。サリでは処刑率が四〇・五%で、恩赦率は五九・五%である。この比率は表(1)の一八世紀前半のオールド・ベイリのそれと大きく違わない。しかし、一八一九年の刑事法特別委員会報告の付表に収録された一八

表(1) オールド・ベイリにおける処刑率（ロンドンのみ）1699—1749

年	死刑宣告数	処刑数	処刑率 (%)
1699 — 1709	125	40	32.0
1709 — 1719	266	77	28.9
1719 — 1729	171	85	49.7
1729 — 1739	105	38	36.1
1739 — 1749	104	42	40.4
計	771	282	36.6

原資料には計算上の誤りと思われる部分があるので、それを修正した。オールド・ベイリでは12月に第1開廷期が始まる。従って、表の1699—1709は1699年12月の第一開廷期から始まり、1709年10月の第八開廷期までの統計を示している。

Report from the Select Committee on Criminal Law relating to Capital Punishments in Felonies, British Parliamentary Papers, vol. VIII, app. 4, 1819, pp. 146-150.

表(2) サリにおける国王の恩赦と死刑 1660—1800

犯 罪	死刑宣告数	恩赦数	処刑数	恩赦率 (%)	処刑率 (%)
財 産 犯 罪	1,139	703	436	61.7	38.3
文書偽造と詐欺	8	3	5	37.5	62.5
貨 幣 偽 造	31	18	13	58.1	41.9
謀 殺	55	13	42	23.6	76.4
新 生 児 謀 殺	9	5	4	55.6	44.4
レ イ プ	5	3	2	60.0	40.0
反自然的性交	4	0	4	0	100.0
ブラック法による犯罪	5	1	4	20.0	80.0
騒擾法による犯罪	5	3	2	60.0	40.0
放 火	1	0	1	0	100.0
流刑地からの帰還	17	12	5	70.6	29.4
計	1,279	761	518	59.5	40.5

J. M. Beattie, Crime and Courts in England 1660-1800, p. 433.

表(3) 財産犯罪における恩赦率 1660—1800

犯 罪	死刑宣告数	恩赦数	処刑数	恩赦率(%)
強 盗	463	250	213	54.0
夜 盗	253	135	118	53.4
不法目的家宅侵入	55	32	23	58.2
家宅からの窃盗	63	54	9	85.7
店舗からの窃盗	27	22	5	81.5
倉庫からの窃盗	4	1	3	25.0
船舶からの窃盗	8	8	0	100.0
工場からの窃盗	2	0	2	0
す り	22	14	8	63.6
羊 の 窃 盗	40	34	6	85.0
家 畜 の 窃 盗	4	4	0	100.0
馬 の 窃 盗	178	132	46	74.2
単 純 窃 盗	18	15	3	83.3
計	1,137	701	436	61.65

Ibid., p. 435.

世紀後半のロンドン近隣諸州巡回区Home Circuit(一七五五—一七八四年)では、処刑率は二七・四%で、恩赦率は七二・六%となっており、<sup>(4)</sup>ピーティによって試算された表(2)よりも処刑率は低く、高い恩赦率を示している。これらの統計から明らかなのは、死刑が宣告されたとしても、そのうちの少なくとも六〇%以上が恩赦によって救済され、死刑の執行を免れたことであり、さらに、オールド・ベイリよりも地方のアサイズの方が処刑率が低く、恩赦率が高いと推測されることである。オールド・ベイリでも、一七九〇年代には恩赦率は七五%に達しており、一九世紀に入ると九〇%近くまで恩赦率は上昇した。<sup>(5)</sup>恩赦そのものが刑事司法の通常の手続として位置づけられたのである。その第二は死刑を宣告された犯罪に関する。財産犯罪が大部分を占めている。これは名誉革命以後に財産犯罪で非常に多くの死刑犯罪が新たに創設されたからである。表(3)は個々の財産犯罪の処刑率と恩赦率を示している。財産犯罪全体の恩赦率は六〇%を越える

が、名誉革命以前に聖職者の特権が適用されない死刑犯罪とされた三つの犯罪（強盗、夜盗、不法目的家宅侵入）と、それ以外の名誉革命以後に創設された死刑犯罪とで処刑率と恩赦率に違いがみられる。前者の方が処刑率が高く、恩赦率が低い。前者よりも後者の恩赦率が高いのは、裁判官が後者の犯罪でより多くの恩赦を勧告し、それが認められたことを意味する。名誉革命以後に制定された死刑制定法に対して、裁判官の側もその適用と執行に限定的に対応した。<sup>(6)</sup> 審理陪審によって一部評決や評価額の引き下げが認定されず死刑宣告を受けた人達にとって、恩赦は死刑を免れる最後の機会であった。一部評決や評価額の引き下げが事件の性質上不可能な羊の窃盗や家畜の窃盗は特にそうであった。

恩赦には二種類ある。死刑そのものが取消され無罪放免となる無条件恩赦と、死刑よりも軽い刑罰を受けることを条件に与えられる条件付恩赦である。恩赦には古くからの歴史がある。国王が全ての殺人に対して排他的裁判権を確立した一二世紀初期には、自己防御、事故、精神異常によって生じた免責される殺人 *excusable homicide* が国王によって恩赦を与えられる殺人としてすでに位置づけられていた。<sup>(7)</sup> 免責される殺人に対して与えられる当然の恩赦 *pardons of course* 以外にも、恩寵による恩赦 *pardons of grace* が全ての重罪の意思のある殺人 *felonious slayings* に対して国王によって与えられた。特に、一二九四年以後、恩寵による恩赦は軍役を条件にして以前よりも発せられるようになった。<sup>(8)</sup> しかし、流刑を条件とする条件付恩赦は一七世紀に始まる。ミドルセクスでは流刑が条件付恩赦によって導入されたのは一六五五年からであった。一六五五年に一人、一六五六年に六人、一六五八年には二人が条件付恩赦によって死刑から流刑に変えられたという。<sup>(9)</sup> 王政復古以後、条件付恩赦による流刑は聖職者の特権の適用不適用を問わず全ての犯罪に拡大され、一六七九年の人身保護法 *Habeas Corpus Act* が流刑を重罪に対する刑罰として確認した。<sup>(10)</sup> 一七一八年の流刑法は、聖職者の特権の適用犯罪で七年間のアメリカ植民地への流刑を定める一方で、特

表(4) 財産犯罪における死刑, ロンドン市 1690-1713

	死刑宣告数	恩赦数	不明	処刑数
男性	73	37	2	34
女性	61	45 <sup>(1)</sup>	3	13
計	134	82	5	47

(1) 少なくとも, 7人は妊娠を理由に刑の執行停止とされていた。

Do, Policing and Punishment in London 1660-1750, p. 357.

表(5) オールド・ベイリにおけるロンドン市の事件で認められた恩赦の条件 1690-1713

	全恩赦数	無条件恩赦	流刑	軍事奉仕	矯正院への拘留
男	43	6	25	10	2
女	48	13	25	0	10
計	91	19	50	10	12

Ibid., p. 368.

権不適用犯罪で有罪評決を認定された人達に対して、条件付恩赦によつて一四年間もしくは恩赦令状に明示された期間の流刑を定め<sup>(1)</sup>た。特権不適用犯罪で有罪評決を受けた人達は、裁判官による死刑宣告の前後に裁判官によつて刑の執行停止が出されれば、流刑を承認するという条件で条件付恩赦が申請され、それが認められれば条件付恩赦によつて死刑から流刑に減刑された。

表(4)は一六九〇-一七一三年のロンドン市の財産犯罪における恩赦率と処刑率を男女に分けて示したものである。表(5)は同じ時期のロンドン市で恩赦を認められた人達がどのような恩赦を認められたのかを男女に分けて示している。この二つの表で恩赦を認められた人数が少し異なるのは、表(5)には財産犯罪以外の死刑犯罪で恩赦を認められた人達が含まれるからであろう。表(4)が示すように、財産犯罪に關してであるが、恩赦率は六〇%を越える。表(5)が示すように、恩赦を認められた人達のうちで、刑が取消され無罪放免となる無条件恩赦は恩赦全体の二〇%ほどを占めるにすぎず、残りは流刑、軍役、矯正院への拘留などの条件付恩赦であった。表(5)をみる限り、恩赦の多様性が認められる。しかし、一七一八年の流刑法の制定によつて、流刑を条件とする条件付恩赦が恩赦の大部分を占め

るようになった。流刑期間まで詳細に分析した一八世紀後半の恩赦の統計によれば、一七六一―一七六五年の間に死刑犯罪で有罪評決を認定された人達に与えられた五六六通の恩赦令状 warrants for pardons のうちで、無条件恩赦は四四通（七・八％）にすぎず、それ以外は全て条件付恩赦であった。そのうちの四一五通（七三・三％）が一四年間の流刑を条件とするものであり、六一通（一〇・八％）が生涯間の流刑を条件とするものであった。<sup>(12)</sup>

恩赦そのものは国王にのみ認められた慈悲特権であるが、国王個人の裁量に委ねられたのではない。恩赦の手續における裁判官の役割に注目すれば、恩赦は上訴審としての機能によって一八世紀の刑事司法の不可欠な制度として位置づけられる。死刑犯罪で有罪評決を受けた人達のうちでほぼ六〇％が恩赦を認められた。恩赦によって大部分が死刑から流刑に減刑され、多くはないが刑を取消され無罪放免されたものもある。どのような理由によって恩赦が認められたのかは恩赦手續のなかで詳しく検討する。

表(4)(5)は恩赦のもうひとつの特徴を示している。女性の方が男性よりも恩赦によって死刑を免れる比率が高いことである。男女の違いが恩赦を決定する唯一の理由ではないが、男性よりも女性の方が恩赦を受けやすいことはこの表から明らかである。これは女性だけに認められた刑の執行停止の手續が関係する。ブラックストーンは女性だけに認められた刑の執行停止の手續について次のように説明する。

「刑の執行停止は法律の必要にもとづいて *ex necessitate legis* もありうる。女性が死刑犯罪で有罪とされ、妊娠を申し立てた場合である。これは判決を止める理由ではないが、女性が出産するまで刑の執行を猶予する。これは子供の幸福のために自然の法によって命じられた慈悲である。この申し立てが刑の執行の中断としてなされる場合には、裁判官はその事実を調査する一二人の既婚婦人達 *matrons* もしくは思慮深い女性達の陪審を指示せねばならない。彼女達が妊娠して胎動を感じる *quick with child* という評決をもたらすならば、刑の執行は次の開廷期まで通常は停



止されるであろう。彼女が出産するか、自然の成り行きによって全く妊娠していなかったことが証明されるまで、開廷期のたびに停止されるであろう。<sup>(13)</sup>

死刑を宣告された女性が妊娠を申し立てたとき、裁判官は刑の執行停止を命じる。一二人の既婚婦人もしくは寡婦からなる受胎審査陪審 jury of matrons が妊娠の有無を調べるために召喚される。この陪審は既婚婦人もしくは寡婦という特別な資格で選ばれるので特別陪審 special jury の一種であった。<sup>(14)</sup> 受胎審査陪審は死刑宣告後に申し立てを受けて、シエリフによって選任される。普通陪審のような陪審員候補者名簿が準備されないので、シエリフは法廷の傍聴者や見学者のなかから資格者を申告させ、その場で陪審員を選ぶのが現実であった。<sup>(15)</sup> 受胎審査陪審は自分達の経験にもとづき被告人の身体を審査し、妊娠の有無を認定した。

刑事事件で受胎審査陪審の利用が裁判記録で確認できるのは一三八七年からである。<sup>(16)</sup> その後、受胎審査陪審は申し立てがあれば開かれるようになり、オールド・ベイリやアサイズでは開廷期ごとに定期的に開かれた。表(4)の欄外には、オールド・ベイリのロンドンの事件だけであるが、恩赦を受けた四五人の女性のうちの七人が妊娠を理由に刑の執行停止を受けていたことが記録されている。特に、一七一五―一七二〇年のオールド・ベイリでは、死刑宣告を受けた一二人の女性のうちで九三人が妊娠を申し立て、九三人のうちの一五九人(六三・四%)が受胎審査陪審によって「妊娠して胎動を感じる」という評決を認定された。<sup>(17)</sup> オールド・ベイリの統計資料によれば、この時期をピークにして、妊娠の申し立てと陪審による妊娠の認定は量的にも比率的にも下降する。一七三〇年代には二人しか妊娠の申し立てをしておらず、受胎審査陪審はそのうちの八人だけに妊娠の認定をしたにすぎない。<sup>(18)</sup> 一八世紀後半には受胎審査陪審はまれにしか召集されなくなった。<sup>(19)</sup>

妊娠の申し立てによって刑の執行が停止され、受胎審査陪審によって妊娠が認定されれば出産後まで処刑は延期さ

れる。この手続は法律上は処刑を一定期間猶予するにすぎない。しかし、実際は刑の執行停止によって、被告人が条件付もしくは無条件恩赦を与えられるかどうかを考慮するための時間が与えられ、妊娠を理由に刑の執行を停止された女性の大部分が釈放されたという。<sup>(20)</sup> この手続は女性だけに認められる恩赦手続として機能した。女性達が拘留されたニューゲイト監獄が女性達の妊娠の申し立てに協力したことは紛れのない事実であった。<sup>(21)</sup>

恩赦の手続は通常は裁判官による刑の執行停止によって開始される。<sup>(22)</sup> 一八世紀の恩赦の手続はオールド・ベイリの事件と地方のアサイズのそれとで若干の違いがある。オールド・ベイリでは、各開廷期の終了後に死刑宣告を受けた人達のリストがロンドン市裁判官によって作成され、市裁判官はそのリストとともに彼らの犯罪についての簡単なノートを内閣評議会 cabinet council に提出する。<sup>(23)</sup> 市裁判官は内閣評議会に出席し、それらの事件を報告する。恩赦を受けるに値する事情があれば、市裁判官によってそれが報告される。死刑宣告を受けた人達の近親者や友人から恩赦を嘆願する請願が送られていけばそれも即読された。<sup>(24)</sup> 市裁判官の報告を受けて、国務大臣 secretary of state が死刑宣告を受けた人達が処刑されるべきか、恩赦を与えられるべきか、条件付で別の刑罰を与えられるべきかを決定した。しかし、国務大臣の決定は市裁判官の説明に依存しており、内閣評議会は市裁判官の勧告にラバー・スタンプを押すだけであったという。<sup>(25)</sup> 戦時と平和時の処刑率の違いもここで最終的に調整された。恩赦そのものは国王の特権なので、内閣評議会による恩赦の決定は国王の名前で発せられるが、オールド・ベイリの事件では市裁判官が恩赦の決定過程に直接的に関与し、重要な役割を果たした。

地方のアサイズでは、死刑宣告を受けた人達は開廷期終了後に処刑されるので、恩赦を得るためには裁判官による刑の執行停止が不可欠であった。裁判官は陪審の有罪評決を受けて恩赦を考慮するべき理由があると考えた被告人に対して、刑の宣告前であれ後であれ、刑の執行停止を命じた。刑の執行停止後、裁判官は恩赦を勧める理由を記した

巡回裁判報告書 circuit letter を恩赦を審議する内閣評議会に提出した。さらに、恩赦を嘆願する請願が近親者や地域住民から出されれば、それらも内閣評議会に提出された。裁判官自身が恩赦の請願を勧めたこともある。<sup>(26)</sup>

地方のアサイズでは、事件を担当した裁判官自身がロンドン市裁判官のように内閣評議会に出席して恩赦の決定過程に直接的に関与することはないが、内閣評議会は巡回裁判報告書に記載された裁判官による恩赦の勧告と恩赦の請願をもとに恩赦を決定した。恩赦の決定は刑の執行停止を命じた裁判官に知らされることなく、次回の巡回裁判で別の裁判官によって告げられるのが一八世紀の慣行であった。<sup>(27)</sup> オールド・ベイリの事件では、開廷期が終了した数日後に恩赦の可否が内閣評議会で審議され、その決定がニューゲイト監獄に知らされるので、恩赦は迅速に実行される。しかし、年二回、北部巡回区では年一回しか開かれないアサイズでは、被告人は刑の執行停止から恩赦の宣告まで監獄に長期間拘留された。長期間の拘留のために死亡したりすれば、恩赦の恩恵を受けられない。それでは恩赦そのものの意義が失われる。一七六八年の法律 (8 Geo. 3, c. 15) は、恩赦を申請した裁判官が国王によって恩赦が承認されるや、流刑地への被告人の移送を命じることができるよう恩赦の<sup>(28)</sup> 手続を改めた。

恩赦の理由は、オールド・ベイリの場合には内閣評議会に出席したロンドン市裁判官の報告、アサイズの場合には裁判官によって提出された巡回裁判報告書、さらに関係者から提出された恩赦の請願から知ることができる。内閣評議会における市裁判官の報告は口頭でなされるので、それを直接に確認できる資料は存在しない。しかし、巡回裁判報告書や恩赦の請願は政府関係文書 state paper として保存されており、特に、一八世紀後半以後、これらの資料はまとめて整理されて保存された。オールド・ベイリの事件についての内閣評議会における市裁判官の報告を直接知ることはできないが、ビーティは、一八世紀初期のオールド・ベイリの裁判記録 (一七〇四年一二月) の欄外に市裁判官の報告を受けて国務大臣によって記載された恩赦の決定とその理由の短い書き込み、さらに、関係者から提出され

た恩赦の請願をもとに恩赦の理由を分析した<sup>(29)</sup>。一八世紀後半の恩赦に関しては、ラジノヴィツ L. Radziwicz、キング P. King による詳細な研究がある<sup>(30)</sup>。この三人の研究を見る限り、共通の特徴が恩赦の理由として指摘された。キングの研究は、一八世紀後半（一七八七年と一七九〇年）のものであるが、巡回裁判報告書と恩赦の請願をもとに恩赦の理由として認定された個々の犯罪者の特徴とその状況を次の七項目で整理した。

(1) 良き人格もしくは犯罪前の行動、(2) 若者、老人、弱者への同情、(3) 窮乏、家族の貧困、(4) 犯罪の性質、(5) 不十分な証拠もしくは無実の可能性、(6) 雇用もしくは改善の見込み、(7) 尊敬に値する地位 *respectability* もしくは高い社会的地位<sup>(31)</sup>。

これら七項目は審理陪審によって評決が決定されるときに最初に考慮された。恩赦は、審理陪審がこれらを十分に考慮せずに有罪評決を認定したために科せられた死刑を避ける目的で発せられたにすぎない。陪審評決を是正するという上訴審としての機能が恩赦に認められるとしても、これら七項目は無罪や刑の軽減に値する理由として審理陪審と裁判官の双方によって共有されていた。

ヘイ D. Hay は恩赦の決定過程におけるジェントルマンの役割を重視する。恩赦が認められるかどうかは、地域社会の支配者であるジェントルマンが恩赦請願に加わるかに依存したからである。ジェントルマンは、恩赦の決定過程に関わることによって、地域住民を保護する慈悲深い支配者として地域住民からの服従、感謝、畏敬を維持することができた。恩赦はジェントルマンによる地方支配の正当化に貢献した。恐怖と慈悲によって支えられた刑事法は、正義 *justice* の外観のもとで、威厳 *majesty* と慈悲 *mercy* をもって執行された<sup>(32)</sup>。ヘイは、恩赦を地方統治と関連づけることによって、恩赦の決定過程におけるジェントルマンの主導性を強調した。

しかし、ヘイのジェントルマン主導説はキングによって批判された。もちろん、キングはジェントルマンによる地

方支配そのものを否定してはいない。むしろ、キングは、ジェントルマンの地方支配が統治の末端の担い手である中流層 the middling sort によって支えられていることに注目する。キングは、一七八七年と一七九〇年の裁判官の報告書と恩赦請願、さらに一七八四―九八年のエセックスからの恩赦請願をもとに請願者の社会集団を中流層、ジェントリ、貴族に区分した。そのなかの最大の集団は、商人、審理陪審員、町の住民、救貧法の官吏からなる中流層であった。<sup>(33)</sup> 中流層は恩赦請願の五〇%以上にかかり、恩赦の成功率もジェントリと同じであった。中流層がかかわった恩赦の半分以上がジェントリや貴族の援助を受けることなく推進されたという。キングによれば、恩赦の成功は請願者の高い身分に求められるのではなく、請願に示された被告人の人格、過去の行動、勤勉さ、刑の緩和に値する諸状況についての直接的な情報に求められた。<sup>(34)</sup> 被告人についての直接的な情報と死刑を科すべきでないという地域社会の同意を反映する地域住民からの恩赦請願は、恩赦を勧告するうえで裁判官の関心事である被告人についての地方の知識を提供した。恩赦は個々の事件の特性を示す地方の知識にもとづき裁判官によって勧告され、内閣評議会が裁判官による恩赦の勧告と恩赦請願をもとに恩赦を認可した。

大量の死刑犯罪によって構成される刑事法が個々の事件の特性に応じて運用されねばならないことは、裁判官のみならず、刑事法の執行にかかわる広範な人達の間で共有されていた。イングリランドの刑事司法制度は刑事法と個々の事件の特性との調整のシステムとして構成された。<sup>(35)</sup> この調整は正式起訴状の作成から始まり、大陪審、審理陪審を経て、その最終的調整が恩赦であった。この調整のシステムは、犯罪を防止するために見せしめを必要とするという要請と財産犯罪に苛酷な刑罰を使用することへの拒否感とのバランスのなかで運用された。<sup>(36)</sup> このバランスは、個々の事件の特性の評価を担う審理陪審や恩赦で主導的役割を果たす中流層のみならず、刑事法の執行にかかわる広範な階層の間で程度の差こそあれ共有されていたと言ふべきであろう。

もちろん、恩赦が認められなかった被告人は死刑を執行される以外にない。恩赦という最終的な調整の機会に死刑を科すべきでない諸事情が認定されなかった被告人だけが選別されて死刑を執行された。刑の軽減に値する諸事情をかかえる被告人の処刑は被告人への同情を誘発する。この同情が民衆の死刑への拒否感に共鳴すれば、公開処刑によって死刑に求められる抑止効果が減じられ、刑事法そのものの正当性が損われる。死刑は対象者を慎重に選別し、威厳をもって執行された。

- (1) W. Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, 1769 (rep. 1979, Univ. of Chicago.), vol. IV, P. 387.
- (2) *Ibid.*, pp. 389—390.
- (3) 一七四八年以後、アサイズ書記が刑の執行停止と恩赦の記録をつけるようになり、正確度を高めた。J. M. Beattie, *Crime and Courts in England 1660—1800*, Princeton, 1986, pp. 641—643.
- (4) Report from the Select Committee on Criminal Law relating to Capital Punishments in Felonies, *British Parliamentary Papers*, vol. VIII, app. 4, 1819, pp. 168—170.
- (5) V. A. C. Gattrell, *The Hanging Tree: Execution and the English People 1770—1868*, Oxford, 1994, p. 616.
- (6) 名譽革命以後の死刑制定法について、拙稿「一七三〇年代のオールド・ベイリ(二)」(香川法学第十八卷第三・四号 一九九九年) 八〇—九九頁。
- (7) T. A. Green, *Verdict According to Conscience: Perspectives on the English Criminal Trial Jury 1200—1800*, Univ. of Chicago, 1985, p. 30.
- (8) *Ibid.*, pp. 30—31.
- (9) その一方で、死刑を執行された人数は、一六五五年に三八人、一六五六年には二五人、一六五八年には三三人であった。従って、死刑宣告を受けた人達のなかで条件付恩赦によって流刑に減刑された人達の占める比率は二三・二%である。L. Radzinowicz, *A History of English Criminal Law and its Administration from 1750*, vol. I, London, 1948, pp. 108—109.

- (10) 人身保護法第一四条に次のように規定された。「重罪について適法に有罪とされた者が、公開の法廷で海外に流さるべきことを懇願し、かつ裁判所が彼を流刑のための監獄に留めておくことが適当と考えた場合には、本法または本法中の規定でこれに反するものにかかわらず、このような者を海外に流すことができる。」(高木八尺、末延三次、宮沢俊義編「人権宣言集」岩波書店 一九五七年 七四―七五頁。)
- (11) 流刑法については、拙稿「前掲論文(二)」(香川法学第一八卷三・四号 一九九九年) 九九―一〇九頁。
- (12) その他に七年間の流刑が一八通、二二年間の流刑が二通、期間が明記されない流刑が七通あり、軍事奉仕を条件とする流刑も一通ある。Ibid., pp. 119-120.
- (13) W. Blackstone, *op. cit.*, vol. IV, pp. 387-388. ブラックストーンが指摘する刑の執行停止のもうひとつの理由は、犯罪者が判決と刑の執行の裁定の間に精神異常 *non compos* となる場合である。精神錯乱者は自身の精神錯乱によって罰せられるからである。
- (14) J. C. Oldham, *The Origins of the Special Jury*, Univ. of Chicago L. R., vol. 50, 1983, pp. 171-172.
- (15) Do, *On Pleading the Belly: A History of the Jury of Matrons*, *Criminal Justice History*, vol. IV, 1985, pp. 15-21.
- (16) Ibid., pp. 2-3.
- (17) Ibid., pp. 33-36.
- (18) Ibid., pp. 33-34.
- (19) 記録上は一八七二年に召集された。
- (20) Ibid., pp. 19-21; J. M. Beatie, *Policing and Punishment in London 1660-1750*, Oxford, 2001, p. 357.
- (21) 一七二八年に上演されたジョン・ゲイ John Gay「乞食オペラ」*The Beggar's Opera* 第三幕第三場は必ずしもフィクションではない(ジョン・ゲイ 海保真夫訳「乞食オペラ」(法政大学出版局 一九九三年) 一〇五―一〇六頁)。死刑を免れるための受胎審査陪審の利用は第一幕第二場から推測される(一一二頁)。W. J. Sheehan, *Finding Solace in 18th Century Newgate*, in J. S. Cockburn(ed.), *Crime in England 1550-1800*, Princeton, 1977, p. 243.
- (22) 一八世紀初期のオールド・ベイリでは、死刑宣告を受けた人達は二つもしくは三つの開廷期ごとにまとめて処刑された。彼らのなかには死刑宣告から処刑まで長期間ニューゲイト監獄に拘留されるものもいた。従って、この長期間の拘留が裁判官による刑の執行停止を受けることなく恩赦が付与されることを可能にしたかもしれない。J. M. Beatie, *op. cit.*, p. 360.
- (23) Ibid., pp. 350-351.

- (24) 一七〇六年、強盗で死刑を宣告されたウィリアム・ホップリ William Hopley のために次のような恩赦請願が提出された。「彼は不幸にも悪い仲間によって誘惑されてこの犯罪にかかわるまで、このような犯罪で有罪となったことは一度もありません。彼は本当にこの犯罪を悔いており、(救われるならば) 将来にわたってこの犯罪を二度と犯さないと堅く決意しています。訴追者は彼の全ての物品を回復しています。彼は二二才にすぎません。彼は残りの人生を世界のどこかで陛下のための奉仕ですごすことを望んでおられます。」(Ibid., pp. 358—359.)
- (25) Ibid., p. 352.
- (26) Do, Crime and Courts in England 1660—1800, pp. 439—449.
- (27) 一六世紀後半には、刑が執行停止されて恩赦が認められるまでに三年から五年かかったと言われる。J. S. Cockburn, *Calendar of Assize Records: Home Circuit Indictments Elizabeth I and James I Introduction*, H. M. S. O., 1985, pp. 126—129.
- (28) L. Radzinowicz, *op. cit.*, vol. I, p. 111.
- (29) J. M. Beattie, *Policing and Punishment in London 1660—1750*, pp. 353—362.
- (30) L. Radzinowicz, *op. cit.*, vol. I, pp. 107—137; P. King, *Crime, Justice, and Discretion in England 1740—1820*, Oxford, 2000, pp. 297—333. 我が国への研究として、栗田和典「国王恩赦嘆願状の可能性を読む」(つとばと文化 第五号 静岡県立大学英米文化研究室 二〇〇一年)。
- (31) Ibid., pp. 298—301.
- (32) D. Hay, *Property, Authority and the Criminal Law*, in D. Hay, P. Linebaugh, J. G. Rule, E. P. Thompson, C. Winslow, *Albion's Fatal Tree: Crime and Society in 18th Century England*, Penguin, 1977.
- (33) P. King, *op. cit.*, p. 318.
- (34) Ibid., p. 324.
- (35) Ibid., pp. 332—333; T. A. Green, *op. cit.*, p. 312.
- (36) P. King, *op. cit.*, p. 332.



## 5 ニューゲイト監獄

城壁に囲まれたロンドンの西側の北寄りの城門がニューゲイト Newgate と称されたのは、他の城門よりも後に建造された五番目の主要な城門であったことに由来する。「新しい城門」という名称がつけられたとしても、ニューゲイトの建造がローマが支配していた時代にまでたどられることは、ニューゲイト監獄が撤去されたときに実施された一九〇四年の発掘調査で確認された<sup>(1)</sup>。ニューゲイトはロンドンの他の城門と同様に早い時期から監獄として利用されていたと思われるが、ニューゲイト監獄が記録のうえで確認できるのは一三世紀初期であった。ニューゲイト監獄は身分のある人達、重罪人、侵害者 trespasser のための監獄として利用されていた<sup>(2)</sup>。

ニューゲイト監獄は一九〇三年に撤去されるまでに何度か建て替えられた。最初の大きな建て替えは一五世紀に行われた。ロンドン市長に二度も就任した立志伝上の人物、サー・リチャード・ウィットティングトン Sir Richard Whittington が一四二二年に死去したとき、彼の遺言執行人は彼の意思をくみ、彼の遺産で新しいニューゲイト監獄を建造した<sup>(3)</sup>。ウィットティングトンによって建てられた監獄は一六六六年のロンドン大火によって焼失するまで使用された。一五三九年にはニューゲイト監獄に隣接する西側のオールド・ベイリに裁判所 session house が建造され、監獄の隣に裁判所がある光景はこの頃から始まる<sup>(4)</sup>。

ロンドン大火後に建て替えられたニューゲイト監獄は四階建てであった。しかし、過密状態、衛生上の問題、管理上の問題は以前として解消されず、一七五〇年五月には、監獄で発生した伝染病が開廷中のオールド・ベイリに伝染し、市長、二人の国王裁判官、一人の市参事会員を含む二〇人の死者を出すという衝撃的な事件まで生じていた<sup>(5)</sup>。その結果、一七五〇年代にはオールド・ベイリとニューゲイト監獄の建て替え計画が立案され、新しいオールド・ベイ

リは一七七四年に完成した。ニューゲイト監獄の建設には一七七〇年から一七八一年までの長い時間が費やされた。一七八〇年にはゴードン暴動 Gordon Riot<sup>(5)</sup>によって焼かれることもあったが、すぐに修復され、四角形の三つの建物からなる新しいニューゲイト監獄が完成した。前の監獄では様々な種類の囚人の部屋が各階ごとに並べられていたが、新しい監獄では男性の重罪人用、女性の重罪人用、債務者用に分けられた。<sup>(6)</sup>この監獄は新しい中央刑事裁判所を建設するために一九〇三年に撤去されるまで利用された。

ここではロンドン大火後に建て替えられたニューゲイト監獄を概観する。ニューゲイト監獄は、ロンドン市のシェリフ達と彼らを成員として含むロンドン市の市参事会 the court of aldermen によって管理された。シェリフが監獄を運営する管理者 keeper を任命し、管理者は高額の金銭を支払うことによってその地位を購入した。例えば、一七〇七年に管理者に任命されたウィリアム・ピット William Pitt は四、〇〇〇ポンドで管理者の地位を購入し、さらに高額の保証金 security を債務者囚人の逃亡に備えて提供した。<sup>(7)</sup>そのために、管理者の多くが経済力ある市のカンパニーの有力メンバーであった。管理者の地位は売買や相続可能な彼らの私有財産であった。管理者には囚人から徴収される様々な手数料、監獄内の部屋の賃貸料、酒場などの施設の賃貸料など高額な収益が保障されていた。監獄が私人によって経営される営利施設であったことは、ニューゲイト監獄に限られないこの時代の監獄の特徴であった。<sup>(8)</sup>一七四五年には、囚人から徴収される手数料や監獄内の諸施設の賃貸料などの管理者の収入を市が規制する代償として、年一五〇ポンドの給与が市から管理者に支給され、一七五〇年には、この給与は年二〇〇ポンドに増額された。<sup>(9)</sup>ニューゲイト監獄の管理者は営利施設の経営者として高額の収入を得ることができたのである。例えば、リチャード・アカマン Richard Akerman は、一七五四年にニューゲイト監獄の管理者の地位を父親から相続し、死去する一七九二年まで長期間にわたってニューゲイト監獄の管理者であった。彼自身は監獄の改善に尽くした人物としてハワード

J. Howard によって好意的に評されているが、彼には年八〇〇ポンドの収入があり、二一〇、〇〇〇ポンドの財産を管理者在任中に貯えたと言われる。<sup>(10)</sup>

ニューゲイト監獄には様々な種類の囚人が拘留された。その第一は重罪人である。ロンドンとミドルセクスで生じた重罪事件の公判がオールド・ベイリで開かれるので、ニューゲイトはオールド・ベイリでの公判を待つ重罪人の拘留施設であった。オールド・ベイリの開廷期の直前には他の監獄からも公判のために重罪人がニューゲイトに移送されてくるために、開廷期直前の監獄は過密状態をさらに悪化させた。オールド・ベイリで死刑を宣告され、恩赦を得られない重罪人は処刑の日までさらに拘留された。その第二は債務者である。ロンドンとミドルセクスの債務者が拘留された。ニューゲイトはロンドンに多数ある債務者監獄のひとつとして利用された。債務者のなかには必要な料金を支払って家族とともに収容されるものもあり、これが監獄人口を増大させる要因となっていた。その第三は刑罰として拘留された囚人達 *prisoners for fine* である。入獄手数料や出獄手数料を支払うことができないために拘留された囚人達やオールド・ベイリの公判で刑罰として一定期間の拘留を宣告された囚人達がこれにあたる。その第四は流刑囚である。彼らは公判後にテムズ川から流刑船に乗せられるときまで拘留された。その第五は反逆罪などの国事犯の囚人達 *state prisoners* である。一八世紀には多くのジャコバイトがこの監獄に集められ、拘留された。ピュー R. B. Pugh によれば、第四の囚人を除けばこれらのほとんどが一七世紀以後に収容されたという。<sup>(11)</sup>

ニューゲイト監獄では、一部の債務者や国事犯の囚人を除けば、ほとんどの囚人が一時的に拘留されたにすぎない。監獄が公判を待つ人達や公判後に刑の執行を待つ人達の一時的な拘留施設であったので、収容定員というものはそもそも存在しない。この時代のニューゲイト監獄では一五〇人ほどが収容可能な人数と考えられていたが、実際にはそれを大幅に上回る人達が常に収容されていた。一七三五年の一年間をみても、ニューゲイト監獄の収容者が二七五人

以下であったことは一度もなく、毎年、一、〇〇〇人ほどの囚人がニューゲイト監獄に出入りしていた。<sup>(12)</sup>

この時代のニューゲイト監獄の内部構造については一七二四年に公刊された匿名のパンフレットで詳しく説明された。<sup>(13)</sup> このパンフレットを検討したグリフィス A. Griffiths はこのパンフレットをもとに監獄の見取図を作成し、監獄の内部の構造を詳細に分析した。<sup>(14)</sup> ここではグリフィスの研究を中心にニューゲイト監獄の内部を概観する。

ニューゲイト監獄に拘留される人達は全て最初に監獄の入口にある小屋 lodge に連れて来られる。そこで手枷、足枷がつけられ、隣接する死刑囚監房 the condemned hold に収監される。二シリング六ペンスの入獄手数料を支払わない限り、石造りの暗い死刑囚監房に留置された。つけられた手枷、足枷をより軽いものにしてもらうためには軽減料 casement が要求された。入獄手数料を支払った囚人は、経済力に応じて、特別待遇監房 master side と普通監房 common side のいずれかに収容された。監房の賃貸料やその他の手数料を支払うだけの経済力のある囚人は特別待遇監房に収容され、それを支払えない囚人は普通監房に収容された。双方の監房で債務者用と重罪人用に監房が分けられ、男女別々に収容された。さらに、特別待遇監房よりも上等な監房を借りるだけの経済力のある囚人には、プレス・ヤード Press Yard とキャッスル Castle と称されるスペースに特別室が提供された。このように、ニューゲイト監獄の監房は、囚人の種類と経済力に応じて、(1)債務者用特別待遇監房、(2)重罪人用特別待遇監房、(3)債務者用普通監房、(4)重罪人用普通監房、(5)プレス・ヤードとキャッスルの五種類に分けられた。グリフィスによって作成された見取図を見る限り、各監房はまとめられることなく各階ごとに並んで配置されている。

特別待遇監房に入る囚人は全て、最初に入室料と挨拶金 garnish で一四シリング一〇ペンス、さらに暖房用石炭のために一シリング六ペンスを支払わねばならない。<sup>(15)</sup> 債務者用特別待遇監房として三つの監房がある。最大の監房は一階にあるホール・ワード Hall Ward で縦横二五フィートと一五フィートの広さがあり、一つの窓と二つの換気穴が

ある。暖炉と煙突が備えつけられ、常に石炭がたかれていた。この監房にはベンチやテーブルが置かれ、フロック製のベッドが高台に置かれていた。ベッドの賃借料として週半クラウン(二シリング六ペンス)、シーツの賃借料として月二シリングが入室のときに支払わされた。<sup>16)</sup> ベッドは共用のためにその権利を仲間に売り、ベンチやテーブルで寝るものも多い。二階にあるキングズ・ベンチ・ワード the Kings Bench Ward、ストーン・ワード the Stone Ward と称される二つの監房、マイ・レディーズ・ホールド My Lady's Hold と称される女性用の監房も同じ条件で利用された。

重罪人用の特別待遇監房として六つの監房がある。最大の監房は地下四フィートの地下室 cellar にある。この地下室には三つの監房と酒場が置かれていた。三つの監房のうちの一つは女性用であった。地下酒場ではワイン、ブランドイ、ビール、ジンが売られていた。この酒場の真上の一階にジジャー Gigger と称される面会所が置かれていた。特別待遇監房の囚人達はここで外部の知人と面談することが認められた。しかし、地下酒場や面会所を利用するためには、一日につき一シリング六ペンスの料金を支払わねばならなかった。<sup>17)</sup> さらに、重罪人用の特別待遇監房は二階と三階に三つの監房があった。暖炉とベッドが備えられ、ベッドの賃借料として週三シリング六ペンスを支払わされた。このように、特別待遇監房での生活は、入室料、賃借料、さらに飲食費などで相当な出費が必要とされた。

債務者用の普通監房は四つある。経済的に余裕のない人達が収容される普通監房であっても、入室時に挨拶金として一シリング六ペンスを支払わされた。支払えないならば、囚人によって押し入れに監禁されるか、衣服を奪われた。一階の監房はストーン・ホール Stone Hall と称された。貯水槽はあるが、煙突があってもクリスマスの際以外に暖炉がたかれることはない。ストーン・ホールの一部分は居酒屋 tap-house として利用された。酒類ばかりでなくローソクやタバコや他の生活用品が売られていた。そこでは重罪人と債務者が話をしたり、酒を飲むことが認められた。

ていた。一階にはタンジヤ Tangier と称されるもう一つの監房がある。この監房は多数の囚人が収容される大部屋であるが、空気が悪く悪臭がした。囚人が横たわるバラックだけが置かれていた。デッターズ・ホール Debtors Hall と称される第三の監房は三階に位置する。よい空気と明かりに恵まれているが、窓にガラスがないために北東の風によって雨や雪にさらされた。この囚人はベットがないので床の上で寝るしかない。この階の中央にはジャック・ケッチ Jack Ketch とつう死刑執行人の名がつけられたキッチンも置かれていた。<sup>(18)</sup>さらに、最上階の四階にウーメンズ・ワード Women's Ward と称される女性用の監房があった。普通監房の囚人には日ごとに粗末なパンと収容者数に応じて一定量の牛肉が週ごとに支給された。

重罪人用の普通監房は五つある。ストーン・ホールド Stone Hold とローワ・ホールド Lower Hold と称される二つの監房は石造りの地下牢である。光が入らないので常に暗く、悪臭がした。ベットもなく石の上で寝るしかない。前者の監房は入獄手数料を支払えない囚人が収容され、後者の監房はその他の手数料を支払えない囚人が収容された。<sup>(19)</sup>手数料を支払うことができた囚人はミドル・ワード the Middle Ward と称される二階の監房に収容された。この監房にもベットはないがオークの床の上で寝ることができた。残りの二つの監房は女性の重罪人用の監房である。三階にあるウォーターマンズ・ホール Waterman's Hall は床にはオーク板がはられベットもある。暗くて悪臭がするが、水だけは供給されていた。さらに、三階には、罪状認否で答弁を拒否した被告人に過酷な苦痛を科すプレス・ルーム Press Room、監獄の規律に違反した囚人を収容するビルボウズ Bilbaws と称される懲戒房、女性死刑囚監房などが置かれていた。五番目の監房は四階にある女性用監房である。ここには流刑を宣告された囚人が流刑地への移送まで一時的に収容された。

プレス・ヤードとキャッスルはさらに高額の入所料を支払うことができる囚人によって利用された。プレス・ヤード

ドは一階から三階までの各階にある。身分に応じて二〇ポンドから五〇〇ポンドの高額の入所料を看守に支払い、さらに週一シリング六ペンスの部屋の賃借料を支払った。<sup>(20)</sup> プレス・ヤードでは光も新鮮な空気も供給され、悪臭もない。ローソクや暖炉などの必需品も備えられ、運動のためのスペースもある。清掃したり世話をするメイドも提供され、監獄ホテルとでも言うべき監獄内の最も快適な部屋であった。高額の料金を支払うことができる囚人は国事犯囚人と財産のある重罪人に限られ、一八世紀には多くのジャコバイトがプレス・ヤードに収容された。三階に二部屋あるキャッスルはプレスヤードほど高額な入所料ではないが、プレス・ヤードの次に快適な監房であった。

最上階には礼拝堂がある。囚人達は日曜日の礼拝に出席させられる。囚人席は債務者と重罪人とで別々に区切られ、死刑囚には特別席が設けられた。処刑日の前日にあたる日曜日の朝には、死刑囚の前で監獄の教誨師によってサクラメントが執行され、死を前にしての説教が行われた。<sup>(21)</sup> この日の礼拝堂は看守に入場料を支払って見物する監獄外からの観客で一杯となる。

監獄の運営を実際に担うのは、管理者によって雇われた管理者代理や看守である。看守は監獄内の酒場の経営を任せられ、看守にはその収益のみならず、囚人から取り立てる様々な手数料が与えられた。<sup>(22)</sup> 処刑前日に死刑囚への説教を見学するために監獄外から訪れる観客が支払う入場料も看守の収入とされた。<sup>(23)</sup> 看守達は、囚人のなかからパートナー partner と称される四人の手下を選び、彼らによって囚人達の行動を監視させた。<sup>(24)</sup> 看守やパートナーによって囚人達に強要される金銭の不当な取り立ては監獄の大きな問題であった。その一方で、囚人達には自治組織を作ることが認められており、監房から執事 steward、監房代表者 wardmen が選ばれ、彼らが囚人達に寄せられた施しや市からの食料割当を配分した。新入りの囚人から挨拶金を徴収するのも彼らの仕事であった。酒類を高い価格で売る監獄内の酒場に対抗して、安い価格で監獄外から酒類を共同購入することもあった。<sup>(25)</sup>

監獄の最大の問題は劣悪な生活環境にある。特に普通監房は不衛生で暖房もなく粗末な食事しか与えられない。空気が悪く暗くて光が入らないところもある。そのうえ、囚人自身の不潔な衣服と身体には伝染病の発生源となるシラミが宿っている。普通監房で監獄熱と称される伝染病がひとたび発生すれば、同じ階の他の監房に波及する。一八世紀のニューゲイト監獄では伝染病が繰り返し発生した。すでに述べたように、一七五〇年五月には死者が二〇人に達する大惨事が生じた。一七五二年には通風装置が設置され、監獄内の定期的清掃などの予防策が講じられたが、さしたる効果はなかった。監獄の管理者による一七七九年の報告によれば、一七五八―一七六五年の期間に、七人から一〇人の彼の奉公人、八三人の囚人、さらに若干の訪問客が監獄熱で命を失ったという。<sup>(26)</sup> 監獄が一時的な拘留施設であったとしても、囚人達は常に伝染病の脅威にさらされていた。

ニューゲイト監獄にはオールド・ベイリでの公判を待つ囚人達が拘留された。無罪評決を受けた囚人は開廷期の公判終了後に放免される。しかし、無条件で放免されるのではない。監獄の管理者に出獄手数料を支払わない限り放免されなかった。流刑を宣告された囚人と死刑を流刑に減刑された囚人は、流刑船に乗船するときが来るまで監獄に拘留された。死刑を宣告された囚人は死刑囚監房に収容された。処刑前日の日曜日の朝、死刑囚は礼拝堂で大勢の観客が見守るなかで死刑囚のための特別なミサを受ける。深夜にはセント・セパルカ教会の鐘つき男が現れ、死刑囚の前で慰めの言葉を言うのが慣習であった。<sup>(27)</sup> 月曜日の朝、死刑囚は馬車に乗せられ、セント・セパルカ教会の鐘の音に送られて処刑場に出発する。ホーバン、オックスフォード・ストリートを通り、ハイド・パークの北東の入口に設置されたタイバーン Tyburn の処刑場に向けて四キロほどの道をゆっくりと行進する。処刑日は休日となり、大勢の観客が沿道と処刑場に押し寄せる(タイバーン・フェア)。ホガース W. Hogarth によって画かれたように、死刑囚は大勢の観客が見守るなかで処刑された。<sup>(28)</sup> 処刑場は一七八二年にタイバーンからニューゲイト監獄の債務者門の外に移さ



れるが、公開処刑は一八六七年に廃止されるまで続いた。

一七三〇年代のオールド・ベイリ(五) (栗原)

- (1) W. E. Hooper, *The History of Newgate and the Old Bailey*, Underwood, 1935, p. 8.
- (2) *Ibid.*, p. 9.
- (3) *Ibid.*, pp. 9-10. リチャード・ウィットティングトンについて言及した日本語文献として、中野忠「前工業化ヨーロッパの都市と農村」(成文堂 二〇〇〇年)一三九-一四〇頁。小林章夫「ロンドン・シティ物語」(東洋経済新報社 二〇〇〇年)四二-四五頁。
- (4) オールド・ベイリについては、拙稿「一七三〇年代のオールド・ベイリ(二)」(香川法学第十八巻第一号 一九九八年) 一五二-一六〇頁。
- (5) R. B. Pugh, *Newgate between Two Fires part 1, Guildhall Studies in London History*, vol. 3, no. 3, 1978, p. 151.
- (6) 新しい監獄の見取図については、ジョン・ハワード著、川北稔・森本真美訳「十八世紀ヨーロッパ監獄事情」(岩波文庫 一九九四年)二四三頁。
- (7) *Ibid.*, p. 141.
- (8) この時代のフリート監獄については、拙稿「秘密婚とイギリス近代(四・完)」(香川法学第十二巻第三号 一九九二年)一〇九-一一八頁。
- (9) *Ibid.*, p. 142.
- (10) *Ibid.*, p. 142. シモン・ハワード著「前掲書」二四六頁。
- (11) *Ibid.*, p. 137.
- (12) W. J. Sheehan, *op. cit.*, p. 231.
- (13) B. L., of Twickenham, *An Accurate Description of Newgate, with the Rights, Privileges, Allowances, Fees, Dues, and Customs thereof, together with a parallel between the Master Debtors Side and the Several Spunging-Houses in the County of Middlesex*, 1724.
- (14) A. Griffiths, *the Chronicles of Newgate*, London, 1883, rep. 1987, pp. 90-101. しかし、一八九六年版(慶応義塾大学図書館所蔵)では、監獄の見取図は省かれ、中味も短くなっている。

- (15) W. E. Hooper, *op. cit.*, p. 32; A. Griffith, *op. cit.*, p. 96.
- (16) *Ibid.*, p. 95.
- (17) *Ibid.*, p. 96.
- (18) *Ibid.*, p. 98.
- (19) *Ibid.*, p. 99.
- (20) *Ibid.*, pp. 100—101.
- (21) ニューゲイト監獄の教誨師はロンドン市参事会によって任命された。教誨師はニューゲイト・ストリートに地租を免除された住宅が与えられ、三五ポンドの給与と譲渡可能な特権が与えられた。教誨師のもうひとつの収入は死刑囚の告白や死を前にしての言葉の作者としてもたらされた。これらの読み物は処刑の当日に販売され、教誨師に大きな収入をもたらした。ニューゲイト監獄の教誨師については、R. B. Pugh, *op. cit.*, part I, pp. 153—163; P. Linebaugh, *the Ordinary of Newgate and his Account*, in J. S. Cockburn (ed.), *Crime in England 1550—1800*, Princeton, 1977, pp. 246—269.
- (22) 手数料は債務者と重罪人とで異なっていた。重罪人よりも高額な債務者の手数料は一七二七年の法律によって規制されたが、この法律は重罪人には適用されなかった。一七二七年の法律については、R. B. Pugh, *op. cit.*, part II, *Guildhall Studies in London History*, vol. III no. 4, 1979, pp. 221—222. ジョン・ハワード、川北稔・森本真実訳「前掲書」二四八—二五〇頁。
- (23) 一七三三年三月、画家、ウィリアム・ホガース William Hogarth は、二人の女性を殺害し死刑を宣告されたサラ・マルコム Sarah Malcolm をみるために処刑数日前にニューゲイト監獄を訪れた。ホガースはそこで彼女の肖像画を画いた(スコットランド・ナショナル・ギャラリー所蔵)。ホガースはニューゲイト監獄で彼女を画くために相当額の手料を看守に支払ったと思われる。部外者であっても、看守に手数料を支払えば、いつでも死刑囚を見学することができたのである。R. Paulson, *Hogarth's Graphic Works*, the Print Room, 1989, pp. 85—86.
- (24) W. J. Sheehan, *op. cit.*, p. 234.
- (25) *Ibid.*, p. 241.
- (26) R. B. Pugh, *op. cit.*, part II, p. 201.
- (27) 慰めの言葉については、ジョン・ハワード、川北稔・森本真実訳「前掲書」二四五—二四六頁。
- (28) W. Hogarth, *Industry and Idleness*, plate 11, 1747. タイバーンの公開処刑については、近藤和彦「民のモラル」(山川出版社

## 六 一七三〇年代のオールド・ベイリ

### 1 一七三〇年代のO.B.S.P.

以下では、Old Bailey Session Papers (O.B.S.P.) から一七三〇年代のオールド・ベイリで公判がどのように進められていたのかを検討する。オールド・ベイリは、中央の裁判所の開廷期と年二回のアサイズ裁判の開廷期を除外して、年八回開かれる。ロンドン市長の任期に合わせて開廷されるために一二月に第一開廷期が開廷され、翌年の一月に第八開廷期が開廷された。<sup>(1)</sup> 一七三〇年代の各開廷期の開廷期間は三日ないし四日である。

O.B.S.P. は各開廷期ごとに発行される。各開廷期ごとに一冊であるが、二分冊の開廷期もある。これは開廷期の事件数よりも、読者が関心をもちそうな重大事件の数によると思われる。O.B.S.P. には各開廷期の全ての事件が記録されるが、その大多数で被告人、正式起訴状の要旨、事件の簡単な記述、陪審評決が記録されるだけである。陪審評決が有罪であれば、最終頁に被告人への刑の宣告が加えられた。これらの簡単な記録からこの時代の審理の様子を知ることができない。しかし、殺人、強盗、文書偽造など社会的に注目された一部の事件は詳細に記録されており、一〇頁を越えて記録された事件も多数ある。これらの事件のなかには審理の過程が詳細に記録されたものも多い。一七三〇年代のO.B.S.P. が一般の読者向けに出版されたことを考慮すれば、長い記録であっても、速記者が証言の一部を省略したり、整理して掲載した可能性を排除できないが、O.B.S.P. が、そこに収録された双方の側の証人の証

表(6) オールド・ベイリ (1733年12月-1734年10月)

開廷期	死刑	流刑	烙印刑	笞刑	無罪	被告人数
第一開廷期 (Dec. 1733)	14	36			24	74
第二開廷期 (Janu. 1734)	10	18	1	5	30	64
第三開廷期 (Feb. 1734)	7	41	1		16	65
第四開廷期 (Apr. 1734)	7	30	1		23	63
第五開廷期 (May 1734)	5	13	1		25	44
第六開廷期 (July 1734)	6	15	2	1	23	47
第七開廷期 (Sept. 1734)	7	28	3		29	70
第八開廷期 (Oct. 1734)	2	11			15	28
総計	58	192	9	6	185	455 450

言やそれに対する尋問の記録から、この時代の審理の特徴を理解できる直接的資料であることは疑いのないところである。

一七三〇年代のオールド・ベイリがどれだけの事件を処理していたのかをO.B.S.P.から検証する。常に記載せられているのではないが、一七三四年一〇月の第八開廷期の最終頁に一七三三年一二月の第一開廷期から始まる一年間のオールド・ベイリの事件統計が次のように載せられた。「サー・ウィリアム・ビラーズ Sir William Billers 閣下の市長在職中、四六三人が正式起訴された。そのうちの五八人が死刑の宣告を受け、九人が烙印刑を受けた。(流刑が中止された人達を除外して)一八八人が流刑を命ぜられた。一人が罰金刑を受け、六人が笞刑を受けた。二〇一人が陪審によって無罪放免された。」<sup>(2)</sup>

しかし、O.B.S.P.で各開廷期ごとに照合すると、上記の数字は一部分誤りを含むと思われる。表(6)は筆者が各開廷期をO.B.S.P.と照合して作成したものである。このように、流刑、無罪、被告人数が筆者作成の表(6)と若干の違いがある。軽減された罰金刑については、各開廷期の最終頁に記載された刑の宣告リストには記録されていない。実際には、一九二人の流刑者のうちの五人がこの期間に烙印刑に軽減された。表(6)の総計欄の数字の違いは、第四開廷期の二人、第七開廷

表(7) オールド・ベイリ 1729-1739 (ロンドンのみ)

年	1729-30	1730-1	1731-2	1732-3	1733-4	1734-5	1735-6	1736-7	1737-8	1738-9	計
死刑宣告数	7	11	15	9	7	11	7	12	15	11	105
死刑執行数	3	9	7	3	1	1	3	0	8	3	38

(British Parliamentary Papers, vol.VIII, app. no. 4, 1819, p. 149.)

期の三人の結果が記録されていないことによる。それには評決結果そのものが記録されていないか、未逮捕の共犯者が正式起訴されたと記録されたために評決がないケースも含まれる。後者はO.B.S.P.の編纂者の記録上の誤りと思われる。四五〇人をもとに無罪率を示せば、四一・一%となる。筆者がみる限り、一七三〇年のオールド・ベイリの無罪率は四〇%台で変動している。被告人数に関しては、以後大幅に増加した。<sup>(3)</sup>

しかし、実際の受刑者数を示す統計としては、上記の記録にも筆者作成の表(6)にも重大な欠陥がある。死刑宣告を受けた人数が示されただけであつて、恩赦によって後に死刑を免れた死刑囚の存在が無視されているからである。恩赦の可否は公判後に開かれる内閣評議会で決定されるので、恩赦が公判の記録であるO.B.S.P.に記録されないのは当然と言えなくはない。実際の処刑者数の統計は別の資料に求める以外にない。一八世紀前半のオールド・ベイリの実際の処刑者数を示す全体的な統計資料は存在しないが、ミドルセクスを除外したロンドンの部分に関しては、死刑宣告者数と処刑者数を示す詳細な統計が議会文書Parliamentary Papers(一八一九年)に収められている。表(7)はこの統計をもとに筆者が作成した一七三〇年代の統計である。<sup>(4)</sup>表(6)によれば、一七三三-三四年のオールド・ベイリでは五八人が死刑宣告を受けたが、表(7)によれば、そのうちのロンドンで生じた事件で死刑宣告を受けたのは七人にすぎない。七人のうちで処刑されたのは一人だけである。オールド・ベイリでは、ロンドンよりもミドルセクスで生じた事件の方が圧倒的に多いことは事件全体においてもあてはまる。ミドルセクスの大量の事件を審理するために、二組のミドルセクス陪審が任命されることになる。表(7)から引

き出される三六・一％という死刑執行率は、執行されなかった死刑宣告数から引き出される恩赦率（六三・九％）に対応する。しかし、表(1)をみれば、一七三〇年代の死刑執行率は一八世紀前半では低い死刑執行率を示している。

(1) 新しく選ばれたロンドン市長が国王の承認を得るためにウエストミンスターを訪問する行列 Lord Mayor's Show は一〇月二九日に行われていたが、一七五二年からは暦の変更によって十一月九日に行われた。オールド・ベイリは、一二月を第一開廷期として、一月、二月、四月、五月、六月もしくは七月、九月、一〇月に開廷された。

(2) O.B.S.P. (Oct. 1734) p. 207.

(3) 筆者の調査では、次の一年間（一七三四年一二月から）の被告人数は六一七人、その次の一年間（一七三五年一二月から）の被告人数は五七一人である。

(4) ガトレル V.A.C. Gattrell は大著、*The Hanging Tree*、一七〇一年から一八三四年までのオールド・ベイリの死刑宣告数、処刑数、恩赦率を統計資料として作成した。しかし、彼が統計作成の資料とした一八一九年の議会文書には、一八世紀前半の統計はロンドンの部分しか掲載されており、ミドルセクスは除外されている。ガドレルがどの資料に依拠してロンドンとミドルセクスを含む一八世紀前半のオールド・ベイリの統計を作成したのかわからない。V.A.C. Gattrell, op. cit., p. 616.

## 2 裁判官の役割

一七三〇年代のオールド・ベイリでは、大多数の事件で弁護士（バリスタ）は公判に出廷していない。訴追側と被告人側のいずれかの一方、もしくは双方で弁護士が出廷する事件は全体的にはごく少数である。弁護士が出廷しない公判では、正式起訴状の要旨が即読されたのちに、訴追側証人が証言し、次に被告人側証人（被告人自身を含む）が証言する。各証人に対して、裁判官による尋問、さらに被告人自身による尋問が行われる。裁判官は単なる手続の主

宰者を越えて尋問者として公判に登場した。さらに、裁判官は陪審に対して指示や説示によって陪審の事実認定を誘導することもできる。<sup>(1)</sup> 弁護士が出廷しない公判では裁判官が公判で主導的役割を担う以外にない。殺人や強盗などの重大事件では特にそうである。O.B.S.P.にはこの種の事件は詳細に記録されるので、ある事件を素材にして裁判官の役割を検証する。

コーベット・ベジー Corbet Vezey 事件 (一七三二年一月、第二開廷期)

被告人、コーベット・ベジーは、彼の妻メアリを一六三〇年十二月一日から三一年十二月一六日まで監禁し、充分な食事、飲物、生命を維持するのに必要なものを与えずにおき、その後の衰弱によって妻メアリが十二月三〇日に死亡したために、犯意をもってメアリを殺したとして謀殺の疑いで正式起訴された。

この事件は、「四羽の白鳥 Four Swans」という下宿屋の屋根裏部屋に監禁されていたメアリが窓から道路に飛び降り、救助されたことに始まる。救助されたメアリは、死ぬまでの間に、自分が飛び降りるに至った夫の虐待を多くの人達に話し、それを治安判事の前で宣誓供述書として作成した。従って、この公判では、訴追側証人として偶然に転落を目撃して彼女を救助し、彼女から事情を聞いた二人の証人(そのうちの一人は教区官吏)、救助後に彼女を見舞い夫の虐待を彼女から聞いた彼女の近親者達が証言する。さらに、彼女が生前に治安判事の面前で署名した宣誓供述書とその証人が証拠である。

一方の被告人側の証人は被告人自身が証言し、虐待の事実を否認する証人として下宿屋の女主人、被告人の近親者達が証言する。被告人の人格証人も証言する。最後に、被害者の遺体を検視した三人の医者が証言した。O.B.S.P.では、この事件は一〇ページに渡って記録されており、双方の側の証人の証言によってこの事件の背後にある複雑な事実関係が浮きぼりにされた。ここでは、裁判官の役割を中心にこの事件をみてみる。<sup>(2)</sup>

訴追側証人（教区官吏）

「去年の十二月一六日、私が「四羽の白鳥」のそばを通りかかったとき、一人の男が屋根の上に女性がいると言いました。私が見上げると、二本の足がみえましたが、その女性はすぐに古い小屋に転落し、その後地面に落ちました。彼女は転落で気絶していた。私は彼女をかかえ、彼女が誰なのかを調べました。非常に多くの人が私のまわりにいましたが、誰も私の質問に答えませんでした。彼女の体全体が黒づんでおり、足だけが白い土でおおわれていました。「四羽の白鳥」から女性が出てきて、彼女をかかえて中へ運びました。私はあとをついて行き、彼女が誰なのかを調べました。被告人が出て来て、自分の妻であると言いました。彼女は皮と骨しかなく、飢死するようにみえたので、「妻をこのようにしておいて恥づかしくないのか」と彼に言いました。誰かがこのあわれな女性にドラムを与えたので、彼女は息をふき返しました。彼女は階段を運ばれたので私もあとをついて行きたかったのですが、通してもらえません。その後、数人の女性が上って行ったときに、彼女達のあとから屋根裏部屋に行きました。そこで、正気にもどっていた被害者は私に次のように言いました。「どうかそばにいて下さい。冷酷に扱われ、飢死してしまいます。」私は三〇分ほど被害者のところにおいて、次の日に再び訪れました。そのとき被害者

は次のように言いました。

「チーズの塊が私のために置かれています。出来ることならば食べたいのですが。私は衰弱しています。彼らが食事を運んで来たとき、食事をいつもドアのすぐ近くに置きます。それを取るためにベットから出なければ、私は飢死していただしよう。はってドアに行こうとしたことがあります、もどることができませんでした。私は一晩中寒さの中でそこに横たわらざるをえませんでした。彼らは冷たい固い食事以外に何もくれませんので、めったに食事をとることができません。水がゆを何回も頼みましたが、だめでした。彼らはわずかな火やろうそく、ベットのシーツさえも私に与えません。私が寒さで死につつあることを彼らはわかつているのですが、生きるために必要なものがないために、私の皮膚がむけています。」

そう言つて、彼女はむけた皮膚の塊を私にみせた。彼女の体の肉は完全に落ちており、私は肉がついているところをみるとができませんでした。どうして助けを求めて叫ばないのかと尋ねましたが、そのようなことをしたら、被告人がやって来て彼女を鞭で打ち、法律がなければお前を殺しているぞと脅かすと言いました。彼女はこのあと一〇日ないし一一日間ほど生きていました。私は毎日彼女に会いに行きました。」

コローナ「被害者は家屋の上に登った理由をあなたに話しま



したか。」

証人「飢死するよりもこの方法で彼女の生涯を終わらせる方がよいと考えて必要に迫られてそうしたと彼女は言いました。」

裁判官「彼女の体が黒づんでいたと言いましたが、それは転落によって生じたのではないのですか。」

証人「私はそうは思いません。体全体が黒づんでいましたし、彼女は転落で気を失いましたが、一五分ほどで回復しました。」

彼女がほかに傷を受けたことを私は気づきませんでした。」

裁判官「彼女はチーズを食べることができないかと思っっているようですが、そのチーズは食べられないほど固かったのですか。」

証人「おそらく、健康な男性は食べられるでしょう。衰弱状態の女性は食べられないと思います。」

裁判官「被告人が彼女をこのように扱った理由を彼女は話しましたか。」

証人「彼女がわずかな不動産を売のを拒否したからだと言いました。」

裁判官「どのくらい彼女はどのように監禁されていたのですか。」

証人「一年半だと彼女は言いました。」

裁判所「彼女の説明が変わることはなかったのですか。」

証人「全くありません。彼女は同じことを繰り返しました。」

裁判官「彼女は正常だったと思えますか。」

証人「はい。疑いはありません。彼女はリーク治安判事の前で尋問を受けました。」

裁判官「彼女の供述書がありますか。」

罪状認否書記「はい。閣下、ここにありません。」

裁判官「だれがそれを証明しますか。」

証人「閣下、私です。被害者がリーク治安判事の前で尋問されたときに私が立会いました。それは去年の二月一七日です。」

裁判官「これをみなさい。彼女の筆跡ですか。あなたは彼女がそれに署名するのをみましたか。」

証人「はい。閣下。」

裁判官「彼女が供述書に署名する前に、供述書は彼女に読み返されましたか。」

証人「読まれました。閣下。」  
(裁判所の書記によって、被害者の次のような宣誓供述書が即読された。)

「一七三一年二月一七日、ミドルセクス州の陸下の治安判事の一人、エスクワイア、ステイーブン・マーチン・リーク Stephen Martin Leak Esq. の前でとられたマイルエンドの

オールド・タウン Mile-End Old Town の織布工、コーベット・ベジの妻、メアリ・ベジの宣誓供述書。彼女は次のように供述した。彼女は一七三〇年四月頃、クライスト・チャーチ病院からミドルセクス州マイルエンドのオールド・タウンにある「四羽の白鳥」という名の下宿屋に住む彼女の夫、コーベット・ベジのところに移った。そこで彼女は同家宅の屋根裏部屋に入れられ、ドアの外部で施錠され、一月まで監禁された。その後、夫の許可を得て一週間ほど外泊したが、家にもどると夫によつて彼女は再び屋根裏部屋に入れられ、一月一六日まで監禁された。この期間、彼女は冷たい肉、時にはカビのはえた乾いたパンと冷たい少量のビールを与えられた。しかし、彼女は病氣のためにそれらを食することができなかった。それらがドアの近くに置かれたこともあり、彼女はそれを取るために手

と膝ではって行かざるをえなかった。明かりも火も常になく、暖かい食事、良質のパン、暖かいビール、時には水がゆを運んでくれるように夫に頼んだが、彼はいつも拒否した。国土の法がなければ、彼は彼女を殺すと何回も彼女を脅かした。彼が彼女を上記のように虐待した理由のひとつは、彼女が所有するわずかな不動産を売るのが彼女が拒否したことにある。彼女は以前助けを求めて窓から隣人を呼ぼうとしたが、彼女が言うには、そのときに夫が馬の鞭で彼女を打ったという。一月一六日の夕方、彼女が言うには、夫がパンを持ってきたときに、彼女は水がゆを持ってくるように頼んだが拒否された。その後、彼女はほとんど飢死状態になり、上記の扱いを受けて人生に疲れ、屋根裏部屋から出て人生を終わらせるために公道に転落した。」

次に、上級治安官 high constable が訴追側証人として証言した。リーク治安判事の命令で事件を調査し、夫を逮捕した彼も、被害者から宣誓供述書と同じ説明を受けたこと、彼女が宣誓供述書に署名したときに立会い、「彼女は死を覚悟していたように思われるが、完全に判断力があつた」と証言した。<sup>(3)</sup>

直接主義を原則とする公判であっても、公判に出廷できない死者の宣誓供述書は、宣誓供述書の作成に立ち会った証人によつて供述内容の正確さが公判で証言されれば、適法な証拠として認められる。<sup>(4)</sup> このように、宣誓供述書の証拠力は裁判官の尋問によつて確認された。さらに、救助後に被害者を見舞い、彼女から話を聞いた彼女の近親者達の

証言も被害者の宣誓供述書と一致した。

被告人側は、妻が不動産を売るのを拒否したために妻を監禁し、十分な食事や生命を維持するのに必要なものを与えずに虐待し、飢死させようとしたのかを争点として防御を展開した。被告人側の証人は、被告人自身、被告人とともに被害者の世話をしていた下宿屋の女主人、被告人宅をたびたび訪問した被告人の近親者達、被告人の人格証人であった。

被告人の証言によれば、被害者は結婚して二年後から被告人に秘密に家財や金銭をたびたび持ち出し、夫に無断で借金をすることもあったという。被告人は、正直に暮らし盗みをしたくないことを被害者に約束させたが、被害者はその約束を何度も破ったので、被告人は被害者を屋根裏部屋に監禁したのだという。<sup>(5)</sup> 地域社会における被害者の悪評は、家財を持ち出し家出した被害者の搜索を手伝った治安官によって証言された。<sup>(6)</sup> 被害者が所有するとされた不動産に関しても、被告人自身が訴追側証人として証言した被害者の近親者に対する反対尋問のなかで隠された別の事実を明らかにした。被告人と証人との間でその不動産を証人に譲渡する交渉がもたれ、被害者を扶養するために週二シリングを支払うという譲渡の条件が被告人によって証人に出された。証人がその費用を工面できなかったために交渉は成立しなかったこと、さらに問題の不動産は地方にあり、証人とは別の近親者がその不動産を実際には奪取していることが証言された。<sup>(7)</sup> 問題の不動産は被告人が簡単に売買できる状態にないのである。

被告人による被害者への虐待に関しては、下宿屋の女主人が被告人による虐待を否認する証人として証言した。彼女の証言は裁判官の尋問に証人が答える方式で進められた。以下が証人尋問の主要な部分である。<sup>(8)</sup>

裁判官「被害者はどこに入れられていたのですか。」

証人「屋根裏部屋にいました。」

裁判官「彼女はどのくらいそこに住んでいましたか。」

証人「約一年半です。」

裁判官「彼女は外出したことがありますか。」

証人「彼女が求めたときに外出しました。彼女は一回しか求めたことはありません。ドアは通常は錠をかけられています。誰かが彼女に会いに来たときは入れます。」

裁判官「錠はドアの外側にありましたか。」

証人「はい。」

裁判官「誰が錠を保管したのですか。」

証人「被告人がいつも保管しましたが、ドアの中に置かれたことも時々あります。」

裁判官「被害者はどんな食事をとっていたのですか。」

証人「他の家族と全く同じものです。牛肉、豚肉、魚、さらに夕食用に出されたあらゆるものです。」

裁判官「被害者が食べるとき、それは暖かかったのかそれとも冷たかったのですか。」

証人「暖かいこともあれば、冷たいこともあります。私達自身を食べるものと全く同じです。私達は毎日新鮮な肉を調理してはいません。」

裁判官「どんな寝具が彼女に与えられたのですか。」

証人「良質の羽ぶとんのベット、三枚の良質の毛布、緑色のカバー、木綿のシーツなどです。」

裁判官「どのくらい洗濯したのですか。」

証人「月に一回ほど洗濯しました。」

裁判官「部屋には火またはローソクがありましたか。」

証人「はい。」

裁判所「いつですか。」

証人「彼女が窓から飛び降りたあとです。その前は何もありません。」

裁判官「彼女が火を頼んだことは一度もないのですか。」

証人「彼女が私に頼んだことは一度もありません。私は暖炉があるところで彼女をみたことはありません。」

裁判官「被告人は彼女と同じ部屋に泊まりましたか。」

証人「いいえ。」

裁判官「彼の部屋には暖炉はないのですか。」

証人「それは私にはわかりません。」

裁判官「誰が彼女に食事を運んだのですか。」

証人「私が運ぶことがあれば、被告人が運ぶこともあります。」

裁判官「あなたが食事を運んだとき、被害者は立ち上がった

のか、それともベットにいましたか。」

証人「彼女はいつもベットにいました。」

裁判官「あなたは食事をどこに置きましたか。」

証人「ベットのそばの椅子に置きました。」

裁判所「ドアの内側の地面に置いたことはありませんか。」

証人「一度もありません。私は食事をいつもベットのそばに

置きました。」

裁判官「彼女が水がゆのパンもしくは暖かいビールを頼んだ

ことはないのですか。」

証人「彼女が頼んだときには、私はそれを与えています。」

裁判官「どれくらいか、一回か二回か。」

証人「一回や二回以上です。」

裁判官「あなたはどれくらい彼女を見に行ったのか。」

証人「一日に一回です。」

裁判官「食事が足りないことで、彼女は何か不平を言っていましたか。」

証人「私に対してはありません。」

裁判官「彼女があなたの家に来たとき、彼女の健康状態はどうでしたか。」

証人「非常に衰弱していて、消耗しており、肺を患っている

ようでした。」

裁判官「彼女はずっとこのような状態でしたか。」

証人「私は彼女が死んだときよりもふとった彼女をみたこと

がありません。」

裁判官「なんで被告人は自分自身と彼女の食事をあなたに頼

んだのですか。」

証人「週七シリングを私に支払ったからです。」

このように、裁判官による証人尋問を通して、訴追側証人によって示された事実と異なる事実が被告人側の証人によって証言された。裁判官による証人尋問は女主人の証言を補強する他の被告人側の証人に対しても行われた。裁判官の尋問によって彼らの証言の信用性が確かめられたが、なかには裁判官の尋問によって証言の不正確さが曝露された証人もいる。公判の最後に、被害者が救助された後に被害者を治療し、被害者の死亡後に検視解剖をした医者が証人として出廷し、被害者の死因について証言した。<sup>(9)</sup>

スカーリ Mr. Scurry (外科医)「彼女が転落した次の日に、私は彼女を往診するために行きました。打撲傷もしくは骨折、あるいはそれに類似するものは何もみられませんでした。被害者は呼吸が苦しく、咳をしており、嘔吐したりして体調不良でした。非常に弱々しく、肺を患っていて異常にやせ衰えています。私は彼女にパンがゆと薄い食事を注文しました。(彼女の死後) 私が彼女を切開したとき、私は彼女の肺が非常に衰弱していて、左側に癒着があるのを発見しました。肺病で癒着の衰弱、全体的な衰弱をみつけることはしばしばあります。これらが肺病の一般的特徴だからです。」

裁判官「充分な生活をしていて、生命を維持するのに必要なものが与えられた肺病患者にもこのような徴候をみることで、きるとあなたは思いますか。」

スカーリ「はい。」

コールドム Mr. Coldham (外科医)「私は被害者の身体が切開されるのに立会いました。彼女の肺はぼろぼろで、左側に癒

着がありました。彼女は喘息と肺病で死んだと思います。」  
裁判官「もしも彼女が肺病を患っておらず、新鮮な空気を与えられず、適切な滋養物を与えられないことによって飢死したにすぎないならば、彼女の肺に同じ結果が生じると思いませんか。」

コールドム「いいえ、そうは思いません。私は欠乏で死んだ人の身体を調べたことはありません。身体はやつれているとしても、肺は完全な状態だろうと思います。」

マッケニイ Mr. Mackenny (外科医)「私はスカーリ氏とともに彼女の身体を調べましたが、彼女は喘息で死んだことで彼の所見と私の所見は一致しています。」

スカーリ「私は彼女が飢死させられようとしたという話を聞いたことがあり、それは真実なのかと彼女に尋ねました。彼女は食事を取っていますが、監禁状態に不満であると言いました。」

陪審の評決は無罪であった。医者証言の重みを考えれば、無罪評決は当然の結果と言えなくはない。しかし、当時は全ての殺人に害意があると考えられていたので、殺人事件では謀殺で正式起訴するのが通常であった。謀殺でない諸状況があるのであれば、裁判官による証人尋問と被告人自身による証人尋問によってそれを公判の場で立証する

のが公判の目的であった。<sup>(10)</sup>

この事件では、八人の訴追側証人と一七人の被告人側証人、そして三人の専門家証人(外科医)が証言した。O.P.をみる限り、裁判官の尋問を受けた証人は、訴追側では四人、被告人側では四人、そして三人の専門家証人である。裁判官の尋問も短いものもあれば、応答方式の長いものもある。この事件では重要証人に対する証人尋問は被告人自身よりも裁判官の方が中心であった。被害者の証言をもとに謀殺を証言する訴追側証人、被害者が生前に署名した宣誓供述書、被告人側では虐待の事実そのものを否認する下宿屋の女主人、下宿屋の女主人の証言を補強する証人達、そして被害者を検視した外科医達に対して裁判官が尋問した。謀殺でない諸状況を認定する陪審の側からみれば、裁判官の尋問を受けた証人の証言の方が裁判官の尋問を受けないそれよりもインパクトがある。このような多数の証人が証言した事件では、裁判官による証人尋問は、陪審が事実認定にあたって重視するべき証言を示す裁判官から陪審に向けられた合図であったと思われる。もちろん、この時代の陪審は受動的な事実認定者ではない。<sup>(11)</sup>

尋問者としての裁判官の役割が重視されるもうひとつの事件は共犯者が犯罪を証明する訴追側の重要証人となる事件である。職業的犯罪者の集団による公道強盗事件や不法目的家宅侵入事件では、逮捕された犯罪者達のうちの一人が訴追免除を条件に訴追側証人として利用された。<sup>(12)</sup>この種の犯罪は夜間に短時間で実行され、犯罪者自身も顔をみられないようにするために、被害者や目撃者の証言は不明確なことが多い。そこで、共犯者が訴追者として犯罪の計画と実行、そして逮捕に至るまでを詳細に証言し、さらに逮捕後に共犯者が任意に証人となったことを証言する。被害者と目撃者は、むしろ共犯者証人の証言を補強する証人として証言した。ここでの目撃者証人は、犯罪現場での目撃者証人だけでなく、共犯者の証言全体の証明にかかわる証人達である。被害者や目撃者の断片的な証言を共犯者の証言全体の信用性を補う方向で尋問するのが裁判官の役割であった。<sup>(13)</sup>

共犯者の証言に対する補強証拠の必要性という証拠法の要請にもとづき、裁判官は共犯者の証言のなかで補強証拠によって証明された事実と証明されない事実を証人尋問によって糾明した<sup>(14)</sup>。共犯者証人は訴追を免れたために偽証する可能性があるのです、共犯者証人の証言の信用性を確かめるのが裁判官の役割であった。共犯者の証言によって有罪判決が得られないときは、今度は共犯者自身が訴追された<sup>(15)</sup>。

- (1) O. B. S. P. に裁判官の指示や説示が記録されることはめつたにない。裁判官が指示評決によって無罪評決を陪審に求めたり (O. B. S. P. (Sept. 1732), (June 1733), (July 1735))、裁判官が四〇シリングで陪審が有罪と認定すれば死刑となると説示したり (Dec. 1732)、訴追者に刑事でなく民事の救済を指示したり (Feb. 1736)、裁判官の指示や説示が記録されている。裁判官の指示で特に多いのは、無罪の被告人に正式起訴状のコピーを手渡すという指示である。正式起訴状のコピーは、被告人が訴追者に損害賠償を求める不法行為訴訟 *tort action* を提起するときに証拠として使われた。しかし、悪意訴追 *malicious prosecution* を理由とする不法行為訴訟に対して、裁判官は常に積極的であったのではない。犯罪訴追が私人訴追に依存する現実のなかでこの種の訴訟が犯罪訴追を低下させるという懸念があったからである。D. Hay, *Prosecution and Power: Malicious Prosecution in the English Courts 1750—1850*, in D. Hay, F. Snyder (ed.), *Policing and Prosecution in Britain 1750—1850*, Oxford, 1989, pp. 348—351.
- (2) O. B. S. P. (Janu. 1732) pp. 41—51.
- (3) *Ibid.*, p. 43.
- (4) 拙稿「一七三〇年代のオールド・ベイリ (三)」(香川法学第十九卷第二号 一九九九年) 一三頁。
- (5) *Ibid.*, p. 46.
- (6) *Ibid.*, p. 47.
- (7) *Ibid.*, p. 46.
- (8) *Ibid.*, p. 47.
- (9) *Ibid.*, pp. 50—51.



- (10) 拙稿「前掲論文(一)」(香川法学第十八巻第一号 一九九八年) 一八九頁。
- (11) この事件では、ある陪審員が被告人側の証人である下宿屋の女主人に次のような質問をするように裁判官に求めた。「被害者が治安判事の前で調査されたときに、女主人が立会ったのかどうかを女主人に尋ねていただけませんか。」証人の返答は「立会っていません」であった(*Ibid.*, p. 50)。陪審員による証人への質問は多くはないが、一七三〇年代のO.B.S.P.に記録されている(O.B.S.P. July 1735, Dec. 1735)。陪審が評決とともに恩赦を裁判官に嘆願するケースもある(*Feb.* 1732, July 1735)。このように陪審は受動的な事実認定者ではない。
- (12) 拙稿「前掲論文(三)」(香川法学第十九巻第二号 一九九九年) 四一―四七頁。
- (13) ウィリアム・ブラウン William Brown、ジョセフ・ワイトロック Joseph Whitlock 事件は、四人による不法目的家宅侵入事件である。共犯者証人が四人(一人は未逮捕)による犯罪の計画と実行、そして逮捕されて証人となるまでを証言した。被害者を含む訴追側証人達は共犯者の証言全体を部分的に証明するために証言した。訴追側の各証人達の断片的な証言が全体として共犯者の証言の信用性を高めることができたのは裁判官の尋問によってであった。陪審は二人の被告人に有罪評決を認定した(O.B.S.P. Dec. 1733)。
- (14) ジョン・ケンプ John Kemp、サミュエル・エルムス Samuel Elms、イシマエル・テイラー Ismael Taylor 事件は四人で実行された公道強盗事件である。この事件では共犯者証人となった一人が四人による犯罪の計画と実行を詳細に証言した。しかし、被害者達は共犯者証人と三人の被告人のうち一人だけを犯行現場で目撃したと証言し、他の二人については全く目撃していないと証言した。共犯者の証言によれば、後者の二人は見張りのために前者の二人と少し離れたところにおり、被害者達によって目撃されなかっただけだという。裁判官は、四人による犯行と主張する共犯者の証言を共犯者証人への尋問によって繰り返し確認した。さらに、被害者達に対しても、二人しか目撃していないのかどうかを尋問したが、被害者達は二人しか目撃していないことを繰り返し証言した。共犯者の証言は、被害者達の証言によって二人に対しては補強されたが、他の二人に対しては補強されなかったのである。陪審はこの事件の評議に二時間を費やしたが、犯行を目撃された一人は有罪、他の二人は無罪の評決を認定した(O.B.S.P. (Apr. 1733), pp. 107-110)。
- (15) ウィリアム・ハワード William Howard は、共犯者証人として、二つの不法目的家宅侵入事件で三人の被告人を訴追した。しかし、陪審の評決は三人とも無罪であった。その結果、今度はハワード自身が別の不法目的家宅侵入事件で正式起訴された。陪審は有罪評決を認定し、死刑が宣告された。共犯者が訴追を免除される共犯者証人として治安判事によって認められるためには、その

共犯者がかかわった全ての事件で自白することが求められたので、有罪評決に失敗した共犯者証人を別の事件で訴追することは容易であった。O. B. S. P. (July 1734) p. 161. Ibid., (Sept. 1734) p. 185.

(未完)